

(別紙2)

## 審査の結果の要旨

氏名 青野 道彦

古代インド仏教における教団運営の実態は、教団の諸規則と違犯行為への対処の詳細を記した「律蔵」という文献群、なかでもインド語の一つであるパーリ語によって記された「パーリ律」にもとづいて解明されてきた。しかしながら律蔵は、文献の量が膨大であること、扱うテーマが多岐にわたっていること、特異な専門術語によって内容が記されていること、関連する主題が複数の章に分散して説かれ、それら相互の記述にしばしば齟齬が見られること、従って律蔵の既存の章立ては一主題の分析に必ずしも有効ではないこと、編纂者に自明と思われる内容については何ら言及がなく考察の手掛りさえ存在しない場合があること、こうした種々の問題をかかえており、研究者にとって扱いの難しい文献群である。このため従来の研究は、多かれ少なかれ、律蔵の限られた記述をもとに、教団実態の粗い概要を示すに留まっていた。

本論文は、律研究に纏わるこれらの困難を乗り越え、一つの重要なテーマに関してインド仏教教団の運営の実態を明かすことに成功した。青野氏は、教団を危機に陥れる可能性の高い違犯事例において教団が出家者に科す九種類の懲罰的行為（懲罰的羯磨）に注目し、関係記述をパーリ律内部から章の境界を横断して網羅的に回収、分析し、教団が果たす懲罰的行為の全体像を提示した。加えて、従来参照されることのなかった *Vajirabuddhiṅkā* を始めとする後代のパーリ語復註釈書類を丹念に読み解くことで、律蔵やその註釈書である *Samantapāsādikā* の範囲では解明しえない諸問題にあらたな解決の見通しを立てた。こうした考察に並行し、さらに O. von Hinüber, E Nolot, P. Kiefer-Plüz 等の研究成果を批判的に採用することで、懲罰行為に関する律の専門術語の意味を、現在望みうる限り正確なかたちで決定するに至った。

青野氏は、序論において述べるように、成立年代の異なる律蔵、註釈書、復註釈書という文献群を共時的に扱うことによって、上座部という一伝統内部における懲罰的行為の実態をより正確に復元しうることを強く意識している。すなわち律伝承の営為における註釈書の意義は、伝統的解釈を変更する歴史的要素としてよりも、伝統のなかの沈黙の空白部分を補う歴史的証言として評価すべきものである。多くの仏教研究が通時的方法を自明とするなかにあつて、戒律や儀礼という、文献外の不変的事態を指向する文献を扱うさい、あらためて留意すべき態度であろう。

本論文は、明確な方法的態度にもとづいて、膨大な量の未知の文献を解読し、インド仏教教団の運営の実態解明という重要な課題に確かな解決の道を示した。訳語の若干の不統一や説明の欠如など、細部にわたればいまだ改善の余地を残してはいるものの、学界に対する貢献はまことに大きなものがある。以上の理由をもって、本審査委員会は、本論文を博士（文学）を授与するに相応しいものと判断する。